

令和 6 年度（補正予算）及び令和 7 年度  
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）  
離島の脱炭素化推進事業

Q & A 集

令和 7 年 4 月 2 4 日  
一般社団法人環境技術普及促進協会

## 目 次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1. 【全般】 .....              | 1  |
| 2. 【応募申請時の提出書類について】 .....  | 3  |
| 3. 【事業要件について】 .....        | 4  |
| 4. 【事業期間について】 .....        | 5  |
| 5. 【補助対象経費について】 .....      | 5  |
| 6. 【補助対象設備について】 .....      | 6  |
| 7. 【採択以降について】 .....        | 7  |
| 8. 【事業完了後について】 .....       | 9  |
| 9. 【離島の脱炭素化推進事業について】 ..... | 11 |

## 1. 【全般】

### 1-1. 公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されるのでしょうか。

実施計画書等の記載内容が当事業の趣旨に沿い、外部の有識者からなる審査委員会で審査基準により審査・評価し、予算の範囲内で採択を行いますので、必ず採択されるわけではありません。

なお、審査委員会で書面審査と合わせて、Web 会議等によるヒアリングを実施する場合があります。

### 1-2. 共同申請を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか。

補助事業を自ら行い、財産を取得する者が代表事業者となります。

なお、共同事業者は本補助事業により、財産を取得することはできません。

### 1-3. 応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。

書面での手続きが必要となりますので、辞退する必要が生じたら、速やかに協会にご連絡ください。申請に当たっては、十分に検討の上、応募してください。

### 1-4. 他の補助金と併用は可能ですか。

国からの他の補助金(国からの補助金を原資として交付する補助金を含む)を受ける場合は、補助対象外となります。

重複申請は可能ですが、国からの他の補助金が採択された場合は、どちらかのみの受給となります。

地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。

ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国(当協会)からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。

なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、当協会の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、当協会からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。

以上から、地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。

### 1-5. 応募申請から交付申請までの間に事業計画の内容を見直した場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は応募申請時のものから変更してもよいですか。

交付申請の際に提出する実施計画書は、協会から特別な指示のない限り、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。どうしても変更が必要な場合、協会に相談してください。

### 1-6. 応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。

質問等は、協会ホームページの「お問合せフォーム」でお問合せください。

### **1-7. 地方公共団体は、この事業に応募することはできないのでしょうか。**

地方公共団体は、代表事業者として応募することはできません。

ただし、本補助事業の対象となる設備を取得しない（補助金の交付を受けない）場合は、共同事業者として申請することができます。

### **1-8. 電気設備の納期が長期化しており、事業完了期限までに間に合いそうにありません。必要設備を交付決定日前に発注・契約をしてよいのでしょうか。**

系統連系に係る保護継電器「RPR/逆電力継電器」「OVGR/地絡過電圧継電器」「ZPD/零相電圧検出装置/検出器」などやキュービクル（高圧受変電設備）については、納期が長期化している昨今の情勢を踏まえ、補助対象外経費とし、補助対象経費とは別に発注・契約を行うことを条件に交付決定日より以前に発注することを可能とします。

ただし、この場合においても事業期間内において補助対象設備（再エネ発電設備等）の設置工事及び検収が完了することが必要です。

### **1-9. 「地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める 促進区域」とはどのようなものですか。**

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 法律第 117 号）第 21 条第 5 項に基づき、市町村が、再エネを促進するとしてポジティブに設定されるエリアを「促進区域」として定めるものです。

促進区域で実施する事業に該当する場合には、

①市町村の地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられた促進区域に係る文書の写し（WEB 掲載場所の URL を余白に記載）

②その他必要な補足説明資料

を、提出してください。提出書類に基づき審査をしますので、①だけで判断ができない可能性がある場合には、②を必ず提出してください（提出資料のみで該当性が十分に判断できない場合には評価対象外とします）。

促進区域内で実施する事業であっても、当該事業で導入する再エネ設備が、当該促進区域の促進対象とされていない場合は、評価対象とはなりません。

なお、公募締切日までに地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられた文書として市町村 WEB サイトにて正式公表された促進区域が評価対象となり、検討中のものや WEB 公表前等のものは、評価対象とはなりません。

### **1-10. 屋根設置太陽光発電事業を実施する場合は、説明会等の実施は努力義務という理解でよいですか。**

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において、屋根設置太陽光発電事業を実施する場合は、説明会等の実施に努めることとされています。

**1-11. 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」が規定する水平距離内に周辺地域の住民が居住していない等の場合、説明会等を実施する必要はあるでしょうか。**

説明会等の実施については、再エネ発電事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が、同ガイドラインにおいて掲げる一定の範囲内に居住する者等に対して行うことを求めるものです。

範囲内に居住する者が存在しない場合は、その旨を自治体に確認するなど、ガイドラインに沿った対応を行ってください。

**1-12. 本補助事業の申請前に、周辺地域の住民に対して説明会を既に実施していた場合は、独自様式にて、説明会等を実施したことを証する資料の提出も認められるでしょうか。**

再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において指定する様式において提出をお願いいたします。

**1-13. 導入設備の設置に関する耐震基準等がありますか。**

太陽光パネルや蓄電池などの再エネ発電設備や充電、充放電設備等の補助対象設備は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」（監修：独立行政法人建築研究所）などに準拠して設置してください。

その際、設備を設置する建物の耐震レベル以上となるようにしてください。

## **2. 【応募申請時の提出書類について】**

**2-1. 様式 1 応募申請書の「代表者」は誰にすればよいですか。**

法人の代表権を持つ方としてください。

代表者からの公式な（代表者印が押されるなど）委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。

**2-2. 別紙 1 実施計画書の「事業実施の担当者」（事業の窓口となる方）は誰にすればよいですか。**

補助事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。

なお、代表事業者となる団体に所属する方としてください。

代行申請はできません。

**2-3. 応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類（見積書）等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。**

応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、概算の見積書をもとに作成いただいてもかまいません。なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。

**2-4. 定款、各年度の業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページにも IR 情報として公表しています。パンフレット、ホームページに掲載されたものを、提出してよいでしょうか。**

問題ありません。最新のものを提出してください。

**2-5. 連結決算を採用している場合、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。**

単体と連結、両方提出してください。

**2-6. 定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。**

不要です。写しを提出してください。

**2-7. 直近の決算で債務超過がある場合は、応募できないのですか。**

本補助事業では、代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします。

ただし、関連企業等による事業継続の一切を確約する書面および事業継続を確約する法人などの単体ベースの直近の2決算期の貸借対照表と損益計算書を提出する場合は、応募することが可能です。該当される場合は、事前に協会に相談してください。

### **3. 【事業要件について】**

**3-1. 「土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。」でいう措置とは、どういうものを言いますか。**

設備を保全させるための措置とは、想定される災害が発生した場合においても補助対象設備が稼働できるように措置を講じることをいいます（浸水地域であれば、嵩上げを行うなど）。

ただし、地域によって補助対象設備が稼働できるような措置を講じることが困難な場合は、「保険加入して被災した設備の修復に努める」など、确实・迅速に稼働できる対策を講じてください。

**3-2. 既に太陽光発電設備がある施設に、さらに増設する形で本補助事業を活用したいのですが、本補助事業の対象になるでしょうか。**

本補助事業での導入量が適切であることを示していただければ、対象となり得ます。

なお、その場合も、既に実施された事業に対して補助金を交付することはできません。

また、CO<sub>2</sub>排出削減効果においては、本補助事業での数値が必要です。既に実施された事業と切り分けが必要です。

**3-3. 車載型蓄電池の導入に際しては、充放電設備の導入が不可欠ですか。**

車載型蓄電池の導入に際しては、充放電設備の導入が不可欠です。

（充放電設備・充電設備を設置する際は、必ずしも車載型蓄電池の導入は必要ありません。）

### 3-4. 二酸化炭素削減量（計画値）はどのように算出したらいですか。

二酸化炭素削減量（計画値）は、環境省地球環境局が発行している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」を参考にして算出してください。

## 4. 【事業期間について】

### 4-1. 複数年の事業計画での申請は可能ですか。

事業実施期間は事業により異なります。

- (1) 〔離島脱炭素化計画策定事業〕：単年度
- (2) 〔離島脱炭素化設備導入事業〕：3年度以内※1、※2

※1 年度ごとに交付申請を行い、事業完了する必要があります。

※2 2年目以降の補助事業は、国において次年度以降に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度以降の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。

### 4-2. 各年度の事業完了はいつまでにすればよいですか。

補助事業完了時期については、原則として当該年度の1月末日までとします。

また、事業完了とは、当該年度に行われた委託・請負等に対して、検収に加え対価の支払いをすることまでを指します。

## 5. 【補助対象経費について】

### 5-1. 補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。

補助対象外となる経費の例は次のとおりです。詳細については個別にご相談ください。

- ・ 二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、周辺機器、法定必需品等に係る経費
- ・ 電力会社・消防署等への申請・届出・登録等に係る費用
- ・ 気温計・日射計・気象信号変換器、普及啓発用機器（モニター・ケーブル）、実証的な製品
- ・ 消耗品（導入する設備に用いる予備品、交換用品、定期的に交換する消火器等も含む）
- ・ 売電に必要な経費（売電メーターの設置費用、一般送配電事業者への工事負担金）
- ・ 本補助金への応募・申請・報告等の手続に係る経費
- ・ 設備の保守管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用、導入設備等の保証料
- ・ 委託先、工事会社等への振込手数料
- ・ 既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用（当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む）
- ・ 残土の処理費用（処分費・運搬費）
- ・ 低木の打払いや簡易な地ならしなどの整地に係る費用、敷砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用
- ・ 盛土や土壌改良工事に係る費用
- ・ 建物の費用、建物建設工事に係る基礎工事費用、建築物の躯体等に関する工事費用
- ・ 安全フェンス等の設置に係る費用
- ・ 補助事業による取得財産であることを明示するために貼り付けるプレート等の作成及び貼り付けの費用等

## 5-2. 消費税は補助対象となりますか。

消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者
- ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が 5%を超える場合) 及び消費税法別表第 3 に掲げる法人の補助事業者

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第 10 による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告して下さい。

## 5-3. 設計・監理に係る費用は補助対象ですか。

実施設計・工事監理については補助対象となります。

## 5-4. 設計が完了している事業について、工事のみを事業の対象とすることができますか。

工事契約前であれば、当該工事については本事業の対象となります。

## 5-5. 付帯設備の補助対象範囲はどのように考えたらよいですか。

付帯設備の範囲は、エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する設備（補助対象設備）の適切な稼働に直接必要な設備であつて、必要最小限度のものに限ります。

## 5-6. 逆潮流防止装置は補助対象ですか。

自家消費するために系統連系を行う必要があり、一般送配電事業者により逆潮流防止装置の設置を要求される場合は補助対象です。

## 5-7. 補助対象として認められている設備や工事などを、納期確保の観点から、自主的に補助対象外として申請することは可能ですか。

補助対象の設備や工事費については、補助対象事業の要件の適合性判断のため、自主的に補助対象外にすることはできません。

# 6. 【補助対象設備について】

## 6-1. 充放電設備、充電設備については、CEV 普及インフラ補助金の補助対象設備のみが対象でしょうか。

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充電設備、充放電設備については、以下の銘柄に限ります。

- |         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| (充放電設備) | 最新の CEV 普及インフラ補助金の「補助対象 V2H 充放電設備一覧」 |
| (充電設備)  | 最新の CEV 普及インフラ補助金の「補助対象充電設備型式一覧」     |



**6-2. 車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）は、CEV 補助金の補助対象車両のみが対象でしょうか。**

外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載されている蓄電池で、最新の CEV 補助金の補助対象車両一覧の銘柄に限ります。

**6-3. 車載型蓄電池(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)は、中古品でも対象になりますか。**

補助対象外です。

**6-4. 車載型蓄電池(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)は、CEV 補助金を取得する場合はどうなりますか。**

補助対象外です。

**6-5. 充放電設備の数と車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）の台数は同数にする必要がありますか。**

原則、同数です。

ただし、遠隔操作により対象の車載型蓄電池が全て充放電できる環境が整っていればその限りではありません。

**6-6. ソーラーカーポートは補助対象となりますか。**

太陽光発電モジュール一体型カーポート、または、太陽光発電モジュール、架台、カーポート(太陽光発電モジュールの土台となるものに限る)は補助対象です。

**6-7. 発電量や発熱量を計るための計測器等の購入は補助対象となりますか。**

計測器が CO2 排出削減に直接資する設備及びその付帯設備専用のデータを計測の対象としている場合は、補助対象となります。

しかし、広報等を目的とした「見える化システム」のための計測器等については、補助対象外となります。

## **7. 【採択以降について】**

**7-1. 請負業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。**

問題ありません。

**7-2. 請負工事業者等との補助事業の契約(発注)はいつ行えばよいですか。**

交付決定日以降に行ってください。

※交付決定前に契約もしくは発注及び発注請書等を行った経費は、補助対象となりません。

**7-3. 請負業者等への発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。**

競争入札もしくは、三者以上による見積り合わせを行ってください。

**7-4. 発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規定に基づき、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としています。補助事業の場合でも随意契約できますか。**

補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不適當である場合は、指名競争入札又は随意契約によることができます。

該当する場合は、交付申請時までにその理由書を添付のうえ、協会に相談してください。

ただし、単に当該業務に精通しているという理由のみでは、随意契約を認めることはできません。

**7-5. 補助対象となる工事と、補助対象とならない工事(全額自己負担)を1つの契約にまとめることは可能でしょうか。**

別々に契約することが望ましいですが、一緒に契約しても構いません。

ただし、その場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください(内訳を分ける、備考欄にその旨記載する等)。

**7-6. 年度内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の不測の事態により年度内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになるのでしょうか。**

本事業期間中に完了するよう、余裕を持った計画を立ててください。

やむを得ない事情により、交付申請に記載の完了予定日までの事業完了が難しいことがわかった場合は、速やかに協会にご相談ください。

**7-7. 採択後、補助対象経費を精査した結果、増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。**

交付申請時においては、採択通知に記載された補助金所要内示額が補助金交付額の上限になります。

交付決定後の完了実績報告時においては、交付決定通知で示された補助金交付額が上限になります。

**7-8. 複数年度 of 設備導入事業の場合、翌年度の補助事業の開始時期はいつになりますか。**

基本的には翌年度の交付決定後、事業開始できます。

しかしながら交付決定以前に翌年度事業を開始する必要がある場合は、事前（前年の事業完了時）に協会までご相談ください。

**7-9. 外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたいが、行ってもよろしいですか。**

採択時の事業計画の内容と異なるものは、原則認められません。

なお、事業計画の内容の変更が必要となった場合は、速やかに協会まで相談ください。

**7-10. 補助事業の計画変更について、交付規程第8条第1項第三号イに「ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。」と記載されていますが、具体的にどのような場合を指すのでしょうか。**

「補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更」とは、補助対象経費において、交付規程の別表第2の第1欄の区分に示す、それぞれの費目の配分額のいずれか低い額の15%以内の変更で、かつCO<sub>2</sub>の排出削減効果に著しい影響を及ぼすおそれのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。

- ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
  - ・事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- なお、変更する必要が生じた場合は、独自に判断せず必ず協会へ相談してください。

**7-11. PO ファイナンスを活用することを検討していますが、注意事項はありますでしょうか。**

手続きに時間を要しますので、早期に事前相談してください。

**7-12. 工事代金等の支払方法の注意点はありますか。**

原則として、支払は銀行振込としてください。その上で、支払の事実を証明できる証憑（銀行振込明細書等）の整理をお願いします。

工事代金を支払う際は、請求金額から振込手数料を減額しての支払いは行わないでください。

振込手数料は補助対象外です。

**8. 【事業完了後について】**

**8-1. 補助事業で導入した設備等を稼働した結果、CO<sub>2</sub>削減目標値を達成できなかった場合にはどのように報告することが必要でしょうか。また、達成できなかった場合、補助金返還の可能性はありますか。**

事業報告の際、CO<sub>2</sub>削減量が目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的に説明してください。

補助事業者は、事業完了後においても、補助事業の目的が達成されているか継続的に点検を行って、目的が達成されていない場合には、運用方法を見直すなど補助事業の目的に適合するような措置を講じる必要があります。

なお、CO<sub>2</sub>削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は補助金の返還が発生する可能性があります。

**8-2. 補助事業で取得した財産の処分が必要になった場合、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。**

本補助事業では財産処分等を行わず、代表事業者が取得財産等の処分制限期間<sup>※</sup>において、補助目的に沿った管理・運用を行っていただくことを想定しています。なお、財産処分の必要が

生じた場合は所定の手続きを行なった上で、財産処分納付金を納付していただく場合があります。以下参考にしてください。

補助金で取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)をすることをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。(交付規程第 8 条第 1 項第十四号)

※ 処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)を勘案して環境大臣が別に定める期間。

### 8-3. 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるとはどういう意味ですか。

補助事業者は、補助対象設備の処分制限期間を経過するまで、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果(環境価値)についてカーボンクレジット・グリーン電力証書・非化石証書制度を活用してはならないということです。

### 8-4. 補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果につき、J-クレジットとして認証を受け、クレジットの運用をすることは可能でしょうか。

交付規程第 8 条第 1 項第十五号を参照願います。補助事業により取得した温室効果ガス削減効果は、施設設備の処分制限期間を経過するまで、認証を受けることはできません。

### 8-5. 本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果(環境価値)をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。

本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果(環境価値)をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはカーボンクレジット制度と同じく、認められません。

### 8-6. 余剰電力を売電することは認められますか。

FIT 制度や FIP 制度を適用して売電することはできません。

電気事業者との個別契約において価格等を決定する場合は、余剰電力を売電することが可能です。

また、売電により得られる収入金額は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新の費用に充ててください。毎月の売電量及び売電収入、収入金額の使途を管理するための帳簿を作成するなどして、適切に管理してください。

### 8-7. 圧縮記帳は適用可能ですか。

本補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。

所得税法第 42 条(国庫補助金等の総収入金額不算入)又は法人税法第 42 条(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例(以下「圧縮記帳等」という。)が設けられています。

なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等（例えば、経費補填の補助金等）とを合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。

#### **8-8. 電気事業法の改正により小規模な再エネ発電設備を設置する事業者に届け出等が必要になりましたが、具体的には、どのようなものですか。**

令和4年6月に電気事業法が改正され、10kW以上50kW未満の再エネ発電設備を「小規模事業用電気工作物」とし、①技術基準適合維持義務、②基礎情報の届出、③使用前自己確認の届出が必要となりました。

#### **8-9. 補助対象設備の解体・撤去等について、注意すべき点がありますか。**

補助対象設備の解体・撤去等については、以下のガイドラインを参考に、必要な経費を算定し適切な経費の積立等を行うとともに、適切なリユース・リサイクル・適正処理を実施してください。

『廃棄等費用積立ガイドライン』（資源エネルギー庁）

『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』（環境省）

### **9. 【離島の脱炭素化推進事業(計画策定事業、設備導入事業)について】**

#### **9-1. 電気事業法における離島とは具体的にはどこでしょうか。**

電気事業法施行規則第3条の2の2において別表第1で規定された箇所になります。

#### **9-2. 離島の脱炭素化計画策定事業で計画策定した場合、翌年度以降設備導入事業を行うことが、必須ですか。**

特段の事情がない限り、翌年度に設備導入事業を開始してください。

また、設備導入は計画策定年度後、3年以内に完了する必要があります。

設備導入を3年以内に完了できない場合は、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合があります。

なお、設備導入を補助事業として行う場合、応募する年度の補助事業の要件等を満たしたうえで、応募申請を行っていただき、採択される必要があります。

#### **9-3. オフサイトからの「運転制御を行う者」は最初から決めておく必要がありますか。**

運転制御を行う者は最初に決めておく必要があります。

代表事業者または共同事業者として、応募申請書に記載してください。

#### **9-4. オフサイトである事業者の本部建物から、事業者の所有する他の複数の施設を遠隔制御する場合にも「運転制御を行う者」との共同申請が必要ですか。**

「運転制御を行う者」としてオフサイトに遠隔操作可能なセクター（部門）が有り、事業者（需要家）自身の運転管理体制が明確である場合に限り、単独申請できます。

**9-5. 補助対象設備に制限・制約はありますか。**

補助対象設備は、研究段階のものを除きます。

**9-6. 車載型蓄電池(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)も遠隔制御が可能なのが要件になるのでしょうか。**

充放電を遠隔制御できることが要件となります。

**9-7. 新設の建築物に対象設備を導入する場合も補助対象になりますか。**

補助対象です。

**9-8. 既設の再エネ発電に設備に、群制御のための通信制御装置等を設置する場合は補助対象になりますか。**

補助対象です。

**9-9. 電気給湯器やエコキュート(ヒートポンプ給湯器)は補助対象になりますか。**

貯湯タンクの加温がオフサイトから制御できる場合は補助対象です。

**9-10. 石油やガス給湯器、エコジョーズ(高効率のガス給湯器)は補助対象になりますか。**

補助対象外です。

**9-11. エネファーム(家庭用燃料電池)やエコウィル(家庭用コジェネ)は補助対象になりますか。**

オフサイトからの制御により、需給調整力強化に対応できる場合は補助対象です。

**9-12. ヒートポンプ空調機は補助対象になりますか。**

オフサイトからの制御により、需給調整力強化に対応できる場合は補助対象です。

**9-13. 補助対象となるオンサイト(需要側設備)の制御の範囲はどこからになりますか。**

一般的には責任分界点となる需要側の通信・制御機器の入り口以降になります。

**9-14. 補助対象設備の EMS はどのような設備やソフトウェアが補助対象になりますか。**

既製の EMS ソフトウェアが補助対象です。また、本補助事業のシステムに適合させるための改修についても補助対象です。

新しいソフトウェアの開発費用は補助対象外です。

なお、既製のソフトウェアとは市販されているなど商品化されたソフトウェアを言います。

**9-15. オンサイトに EMS を設置する場合だけでなく、本土の EMS 等を活用することも認められますか。**

認められます。

ただし、活用する既存の本土の EMS 等を、本補助事業のシステムに適合させるための改修費用のみが補助対象です。新しいソフトウェアの開発費用は補助対象外です。

**9-16. 公募の要件に「エネルギーマネジメントによる制御実績を記録・集計の上、報告できること。」とありますが事業報告書のことでしょうか。**

報告書は交付規程第 16 条に基づく事業完了後の 3 年間、年度毎に提出する事業報告書のことです。補助事業全体の CO2 削減量と共にエネルギーマネジメントによる CO2 削減量を報告していただく予定となっています。また、主な制御内容についても説明できるように整理しておいてください。

**9-17. リースや ESCO 物件の申請はできますか。**

申請できます。

ただし、リース料又はサービス料から補助金相当額が減額されていること、導入設備を処分制限期間満了まで継続的に使用することが必要になります。